

かわらばん

第8号 2016年4月5日



一票で変える女たちの会 ミニ講座〈女性参政権七〇年を見つめる〉 第四回

憲法二四條（男女平等）の危機！

改憲はここにも！

角田由紀子（弁護士）

2016.2.2

はじめに

憲法二四條の問題は、以前からとても気になっていました。

自民党の改憲案は、これまででも何回か出ていますが、二〇一二年四月二七日に全文一〇二條の日本国憲法改正草案が公にされ、現在これを基に改憲が進められようとしています。自民党の結党目的自体が、「押し付け」憲法を作り直すということ、憲法九條は常にターゲットにされて来ました。憲法二四條の改正はそれほどはつきりと言っています。でも、二〇一二年の改正草案では、はつきり言っています。そこで、歴史をふり返り、「改正」の意図や意味について考えます。

さて、日本の戦前と戦後の社会で、憲法が一八〇度変わり、司法を含むあらゆるものが新しく変わった

と私たちは思いがちですが、必ずしもそうではありません。家族法も民法のままの部分が少なくありません。司法の仕組みも同様です。例えば、刑事裁判で裁判官が戦争末期に何をしていたかと言うと、治安維持法違反で犯罪を作り上げることでした。「作り上げる」というのは、次のようなことが行われていたからです。刑法は、罪刑法定主義という考え方に立っており、構成要件（こういうことをしたらこういう犯罪になりますということ）を、きっちり決めていなければならぬのですが、戦争が始まると、それがどんどん緩くなります。それまでは、犯罪でなかったものが、戦争遂行を助けるために、犯罪にされて行くのです。治安維持法がそうでした。治安維持法に関する事件を扱うのが思想検事、その思想検事と対になって仕事をしていたのが、治安維持法裁判の裁判

官です。敗戦後に思想検事は何人か公職追放になりましたが、すぐに復帰しますし、裁判官にいたっては公職追放もありませんでした。治安維持法で昨日は死刑判決を言い渡した人が、今日は新しい平和憲法のもとで裁判官をつとめたのです。これが、日本の司法が反国民的で、保守的であることの一つの理由です。昭和天皇だけでなく、司法も戦前、戦中と戦後で人が入れ替わっていません。ここには象徴的に表われているように、日本の司法制度は、戦前の体制をそれほど払拭していないという問題があります。国民・市民の権利には法制度そのものが大きな影響をあたえますが、それを運用する人の問題はそれに劣らず大きいのです。

I 憲法二四條

1項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及

び家族に関するその他の次項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

II 制定経過

一 ベアテ原案

この憲法二四条の基になる原案を書いたのは、ベアテ・シロタ・ゴードンさんという女性です（参考文献1）。当時二二歳でしたが、憲法起草のために、手に入る限りの外国の憲法を集め、その良いところを選び、いくつもの条文の原案を作ります。ベアテさんが、なぜそういう憲法を作ろうとしたのか。ベアテさんは子ども時代に東京で暮らしていて、日本の女性の生活について女中さんからいろいろ聞きます。また、周りの日本人の家庭を見ても、女性、とり



参考文献1（巻末参照）

わけ既婚女性、が悲惨な生活をしていることが子どもの目にも明らかでした。女性には法の保護も人権もない時代で、社会的にはもちろん、家の中での地位もないのです。ベアテさんは、それを見て、自分が新しい憲法を書くことになった時に、今の憲法二四条に当たる、女性と子どもに関することについて多くの条文を書きました。

妊婦と乳児の保育にあたっては、母親の保護・公的援助の保障、非嫡出子の差別の禁止、長子単独相続の廃止、子どもへの医療の保障、児童労働・児童搾取の禁止、就労への権利・最低生活保障、女性の就労の権利及び政治的地位へのアクセスの保障、男女同一賃金、社会保障の権利、国家が国民を守る義務などです。これらの中には未だに政策課題のままのものがあります。いかに斬新な提案であったかが分かります。

そして婚姻と家族については、「両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然であるとの考えに基礎を置き、親の強制ではなく相互の合意に基き、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基くべきこと」を定めるとしています。

結局、結婚に関する部分は、最終的に憲法二四条だけに残って、ほか憲法二五条に含まれたり、労働法や生活保護法などの法律に取り入れられたものもあります。

ベアテさんが言いたかったことは、当時の日本の女性は、結婚の際、その人の意思が一顧だにされないということ。自分の好きでもない人との結婚を強制され、そして子ども、とりわけ男の子を産むという、個人的にどうしようもない任務を負わされてきました。彼女はこのような結婚を見て、これは女性をとっても不幸にする、と思いました。だから親の強制ではなく相互の合意に基き、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基くべきことがとても大事だったのです。

二 議論の中心

① 明治憲法下での家族の意味

家族法が改正される前の明治民法では、結婚というのは夫の家にいる（夫の家の一員になる）ことです。結婚で夫の家の一員になるので、妻にはその頭である夫の姓が当然に付けられます。ベアテさんは、妻がそ

ういう夫の家の所有物にされてしまう結婚を変えようとしたのです。女性が「物」にされるのが、結婚だったからです。

国会での憲法二四条に関する議論の中心は、明治憲法下での民法の中の家族の意味を一八〇度変えることについてです。国会で審議され、さまざまな議論を経て（今から見れば、頓珍漢な議論もあったのですが）憲法二四条になります。

1項の「両性の合意のみに基いて」は、親の強制や夫の支配ではない、ということを意味します。ここでは、「のみ」が大切です。

明治民法の家族は、天皇制の基礎になる組織です。これを支配のない関係、個人の関係にする改正には、強い反対がありました。憲法二四条の改正はそういう意味をもっていたのです。「妻が自分と同じ個人である」など、考えられないことだし、支配者であった男性には、到底受け入れられないことであつたでしょう。

しかし国体が護持されることと引き換えに、1項は原案のままにすることになりました。ここは、二〇一二年の自民党の改正草案二四

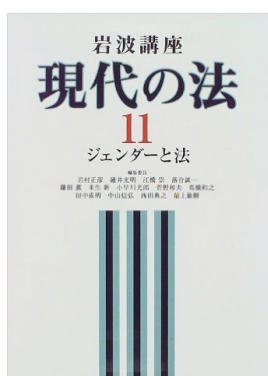
条と深くつながっている点で、彼らが躍起になって変えようとしているポイントです。

② 夫婦が「本質的に平等である」とは

次に問題になったのは、「夫婦が本質的に平等である」ということです。

これを審議した時の国会は、公職選挙法改正がその前にあり女性議員が三九人いましたが、「本質的に平等である」ということは、誰も分からなかったのです。人間が本質的に平等、ということとは、見たことも聞いたこともない時代です。どのような議論があったか、文献を探したところ、横田耕一さんという憲法学者が書いた本（参考文献2）に次のように国会の議論が出ていました。「女の体質は性生活を中心しているから、性的に墮落する女は全人格が墮落し易い。それに比べて男は性的生活は末梢的生活である。性的に少々穢れて居っても人格は墮落して居らぬ」などの議員の発言がありました。結局、憲法改正小委員会の芦田均委員長、「男女は本質的に違っている」というまとめを踏まえ、

『本質的平等』というのは、差別ある平等という意味です。……差別を認めつつ平等に扱う」ということで落着きます。当時の男性議員の知的レベルの低さと身勝手な意見に呆れます。また、男女の役割分担についての意識は女性議員も男性議員と同じでした。加藤シズエ議員が女性の出産・育児の使命を強調し、夫が死亡し経済的な支持を失った寡婦の援護の必要性を説いたことも、河合厚生大臣の性別役割分業答弁を引き出す結果になりました。本来、女性が出産・育児で保護され、シングルマザーには手厚い支援が必要ですが、その根拠は性別役割分業ではありません。しかし、当時は、女性議員を含めて性別役割分業を問題があると考える人はいなかったようです。以上が、なぜ日本の女性が今まで平等でなかったか、の発端の議論です。



参考文献2（巻末参照）

さて、その後、私たちは憲法二四条に親しみ、大事に思っただけで繰り返して読んでみようか。必ずしもそうではないと思います。なぜそうだったかという理由の一つは、憲法二四条が言っているような結婚の関係や、男女の関係は、ほとんど誰も見たことがなかったからです。その頃既に大人になっていた人は、明治民法下の家父長制の家族で生きてきていたのですから、その仕組みと思想は身に沁みついており、当然のものであったでしょう。

この憲法が制定される前の民法下では、妻は法的に無能力とみなされ、夫が法的に意味のある行為を行い、夫の同意がなければ、妻が利殖をしたり、家を売ったりできませんでした。その理由について、民法学者の我妻栄さんが一九四一年に民法の教科書に、夫婦円満のためだ、と説明しています。妻が夫と違う意見を持つたら面倒だから議論を封じるために、妻を無能力にしておく、ということでした。妻に反論をさせないために、あらかじめ法的能力を奪っておくのですから、驚くべき話です。ですから、当時の国会議員の認識だけがおかしかったのではな

く、誰もが同じような認識だったことが分かります。

そのような当時の日本の家族や結婚の現実からすれば、憲法二四条はあまりにも進んだ世界でした。一九七八年に女性差別撤廃条約が国連総会で採択され、日本は一九八五年に批准しますが、その一六条で、今の憲法二四条に相当するような条文が初めて出てきます。国際的に見ても、当時の日本の憲法二四条は進み過ぎていたのです。だから日本が一九四七年の段階で民法を改正した時には、理屈も理解されていなかったかもしれないし、多くの人々にとっては、憲法二四条は自分たちに関係なく、自分たちの結婚と家族の生活は、それまでの明治民法のおりにやっていた、ということだったのではないのでしょうか。

III 明治民法(明治三二年民法) 下の家族法の役割

一 一家父長制度、戸主

では、私たちが憲法二四条を手にした時にあった、実際の民法の家族の関係はどうなっていたかと言う

と、「家」制度です。今の民法には家族の規定はありませんが、古い民法では第四編親族の第二章が「戸主及び家族」となっていて、戸主は家族集団のトップの人です。戸籍の筆頭者を、高齢の方は今でも戸主と言います。「家」の統率者である戸主は、法的に家族の扶養義務を負う一方で、大きな権限を持っていて、女性は二五歳（男性三〇歳）になるまでは、結婚は家にいる父母の同意がないと戸籍に届けられませんでした。父（戸主であることが多い）が同意しなければ母が同意してもダメなのです。父が結果的に拒否権を持つていたのです。だから戦前、内縁が多かったのです。この事実婚の妻を法的に救うために、準婚という言葉が生まれます。

戸主は原則男性で、戸主権は相続され、それを家督相続と呼びました。一九四七年の家族法改正で家督相続制度は廃止され、財産の相続だけになりましたが、家督相続の考えは、墓や祭祀の承継に残っています。他にも戸主を継ぐ順序があり、男女・年齢、嫡出か否かで順番が決められていました。今もある長男・長女という呼び方がその名残です。嫡

出子と非嫡出子の間にあった相続分の差別は二〇一三年に最高裁決定で違憲とされ、民法が改正されましたが、戸籍法の差別は残ったままです。一九四七年に憲法二四条との整合性を求めて「家」を廃止し、二〇一三年にこのような決定も出たのに、自民党の改正草案は「家族は自然かつ基礎的な単位」として、家族の中の個人を否定しています。

二 強姦罪も家族制度に対する犯罪

今は、強姦罪は人の性的自由を侵害する犯罪だと理解されていますが、この時代は、家を存続させるために強姦した人間を処罰するというものでした。刑法では強姦罪の保護法益（法律によって守る法的利益）は、ながいこと「貞操」と考えられていました。妻が強姦されると、妻が産んだ子が夫の子であるという保証がなくなるからです。それでは、「家」の継承・存続が怪しくなります。被害者は「家」であって、女性は被害者ではないということだったので、被害者である女性は眼中にない、ということも現在でも続いているといえます。

三 氏は「家」を表すもの

氏は、もともと家を表すもので、個人の名前ではありませんでした。結婚は、妻が夫の家に入り、妻は夫の家の氏を称する明治民法の考え方がまだ続いているのです。今も九六%の夫婦が夫の氏を名乗っていることの発祥はここにあり、それが別姓訴訟につながります。なお、法律用語としては「氏」ですが、社会的用語としては「姓」が多く使われているようです。

四 子どもは、父の「家」に所属↓
子の親権者は父

「家」制度のもとでの離婚は、「家」に入った妻が出ていくことになりません。そして子どもがいて連れて行きたくても、子どもは「家」に属していて、子の親権者は父ですから、子どもを置いて出なければなりません。制度としての「家」がある時代、女性が夫の家との関係でどういう立場にあったかということをよく表わしています。

五 戦時下の家族制度

① 家族は兵士と労働者の供給源

一九二八年頃から、最初は中国との戦争、そして太平洋戦争になっていきますが、そこでは家族の役割は、「家」制度を支えるだけでなく、兵士と労働者の供給源になります。労働も戦争も人がいないと出来ませんから、人の生産は必須です。だから「産めよ増やせよ」と言われ、例えば一〇人子どもを産んだ母親は表彰されました。そして戦争をしている政府は、自分たちに都合のいい家族（戦争に役立つ家族）にするため、教育で家族道徳に介入します。一九三七年には文部省思想局が学者を動員して「国体の本義」を作らせ、「神国日本論」を展開します。皇室を宗家とする「家族国家」たる「国体」と、それを支える「忠孝一致」の道徳を掲げます。学校でもこれを教えられるので、憲法二四条にあるような、家族の中での個人の存在はあり得ないわけです。社会の中で個人が存在せず、まして家族の中で個人が存在することはあり得なかったのです。

その体制こそが日本を無謀な戦

争に追いやつたとアメリカは見えて、戦争を可能にした体制を全部廃止にする必要がある、と考えました。だから家族についての憲法二四条が作られ、民法も、戸主や制度としての「家」をなくします。法的な意味での家族がなくなり、今の民法には家族に関する条文がありません。夫婦や親族は出てきますが、家族はないのです。家族は容易に「家」制度につながるからではないかと思えます。

「国体の本義」の他に、一九四一年に文部省教学局が「臣民の道」を出しました。私たちは個人でなく臣民にされます。さらに文部省は「戦時家庭教育指導要綱」を公表し、「戦時下の家庭教育政策で問題とされたのは、いかに母親を戦時体制へ動員するかという点であった。家庭教育が国家統制の支配的秩序に組み込まれたことで、母親は戦時動員の対象として前面に押し出されることになった」（参考文献3）といえます。

昨年（二〇一五年）、ある歌手・俳優が結婚したときに、菅官房長官がTVで「皆さんも一緒になって、子どもを産んで……」と言いました。その発想が不思議です。他人が



参考文献3（巻末参照）

結婚して子どもを産むから「私も」という人がいるでしょうか。子どもを産んで国家に貢献という言葉がそのとき官房長官の口からサラッと出てきたのは驚きですが、頭の中は戦前・戦中のままでということです。

戦時体制当時の婦人雑誌を読むと、兵士を育てて国に差し出した健気な母親たちの「誇らしい」声がたくさん出ています。女性が戦争協力のターゲットにされますが、こわいのは自発的にするという形を取らされ、取ってしまうことです。その意味では、女性は加害者でもあったという事です。

② 家族・友人の縁座制

一九三三年、治安維持法違反事件がありました。縁座制は中世の話ですが、要するに連座制です。日本共産党員の夫が治安維持法で捕まっ

た事件です。すると、その妻が夫と同居して家事一切を担当して夫の党活動の便を図り、妻が働いてお金を稼ぎ、多額の党活動資金を調達してこれを内縁の夫に交付し、「日本共産党の目的遂行のためにする行為をした」として、妻に治安維持法違反で懲役六年の判決が出ました。大審院まで上告しますが、直ちに上告棄却です。普通ならこの妻の行為は内助の功で、夫の仕事を手伝った望ましい行為とされますが、夫が危険思想の持ち主とされると、このように使われました。友人が有罪判決を受けた例もあります（参考文献3）。

これらの判決の裏にある思想は「家族は一心団体」ということです。

ところで、憲法二四条が出来た時、日本の家族の実態は戦前の体制や考え方が支配的だったと思います。その後それをきちんと断ち切ったでしょうか。多分、今でも断ち切れていないでしょう。つまり法律制度としての戸主とか家族がなくなっても、実態はまだまだ「家」制度のもとでの家族の姿を残していると思われまます。

憲法二四条で、家族についての

意識が戦前と断ち切れていれば、今の社会はもつと違っていたと思います。憲法二四条に関連して、私自身「しまった」と思ったのは、DVの問題にぶつかった時です。DVは、力による支配、経済力による支配といろいろありますが、ほとんどは夫が妻を支配するということです。DV事件に出あつて、私は憲法二四条を読み直しました。1項の「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」という夫婦の形が確立していれば、今のようによくのDVがある状況にならなかったと思います。

また、憲法二四条は夫婦のことを中心に書かれています。家族集団を構成する人たちの中で、それぞれが独立して平等であるという理念を語っているのです。これを身につけていけば、親子も人間として平等であるはずですから、子どもに対する虐待も今ほどなかったのではないかと思います。

私たち一人一人が、対等・平等という関係を本当に身につけていなければ、自民党の改正草案の二四条が

狙うところに、絡めとられるのではないかと思えます。

IV 自民党の二〇一二年「日本国憲法改正草案」

一 二四条（家族、婚姻等に関する基本原則）

自民党の改正草案を、読んでこのある人はどれ位いますか？（ほとんどの人が拳手）。

二〇一二年の改正草案の二四条は「家族、婚姻等に関する基本原則」で、まず「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」と出てきます。家族の中で完結的に助け合え、ということ。

いくつか問題がありますが、まず「家族」について「社会の自然かつ基礎的な単位」と言っていることです。単位と言うと、分割不可能で、家族はパッケージになってしまいうな、本質的に平等で個人が尊重される、つまり個が確立している関係ではないのです。「社会の自然かつ基礎的な単位」と言いますが、なぜ

自然なのでしょうか。そして「家族は互いに助け合わなければならない」ということは、社会保障をしなくてもいいという方向にいくことになりそうです。自助努力を憲法が求めているわけですから。

1項の「自然かつ基礎的な単位」という考え方は、先日の最高裁の別姓判決における多数意見の考え方と同じです。安倍首相は安保法制の審議の時に、何が憲法違反であるかは、最後は最高裁判所が決めると言いましたが、寺田逸郎最高裁長官は安倍首相の言うことを先取りして判決の中で書いているように見えます。自民党の改正草案では家族を「社会の自然かつ基礎的な単位」としていますが、最高裁長官を含む多数意見は同じことを言っています。民法に家族の定義はないので、憲法で家族と言う時に、どう定義するのか。判決で考えているのは、おそらく法律婚の家族です。

続いて2項を見ると、現行憲法二四条の1項では「合意のみに基づいて」と「のみ」が入っていますが、自民党の改正草案では巧妙に「のみ」が外されています。「のみ」がなくなると、両性の合意プラス何か

があつてもよくなり、両性の合意プラス親の強制などが入ってきてよいことになりかねません。よく読まないで、「のみ」が落ちていることが分かりません。

二 一三条（人としての尊重、など）

次に一三条も問題になります。現行憲法一三条は「個人として尊重される」と書かれています。自民党の改正草案では「人として尊重される」になっています。「人」とは「人」でない動物との対比での「人」であつて、権利義務の主体としての「個人」とは全く意味が違います。自民党は「個人」が嫌いですね。だから一三条は、「人として尊重される」と。つまり哺乳類の分類としての「人」で、牛でも馬でもありませんと言っているのかもしれませんが。個人嫌いは、二四条にも十分あらわられています。

そして「公益及び公の秩序に反しない限り」という制限を作っています。「公益及び公の秩序」は、現行憲法の「公共の福祉」（個々の人間の個別利益を越え又はそれを制約する機能を持つ公共的利益あるいは

社会全体の利益・有斐閣『法律用語辞典』という限定とは性質の違う制約であり、制限は厳しくなります。「公益及び公の秩序」に反したかは、誰が判断するのでしょうか。

三 第九章 緊急事態

緊急事態のところは今話題になつているところで、今日のテーマではありませんが、後から読んで下さい。要するに戒厳令です。あらゆる国民や市民の権利が停止されて、総理大臣が全部一極集中であらゆる権限を持つてしまい、国民や市民の権利は限りなくゼロになります。

V 二〇一五年二月一六日

別姓に関する最高裁大法廷判決の憲法二四条論

一 憲法二四条1項は「婚姻をどうするか、いつ誰と婚姻するかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべき」という趣旨を明らかにしたものだ。

昨年二月一六日の別姓に関する

る大法廷判決では、憲法二四条についての見解が何回か出てきます。この大法廷判決は、裁判所のホームページで全文を見ることができません。

一つだけ良い点は、憲法二四条一項は「婚姻をやるかどうか、いつ誰と婚姻するかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべき」と言っていることです。

憲法二四条では「男女間の」合意と書いてあるのが、判決では「当事者間の」となっているので、セクシュアル・マイノリティの人などは、将来的に同性婚を必ずしも排除することにならないのではないかと、言っています。もつとも、もともと一項では、同性婚を排除していません。なぜなら、憲法二四条一項ができる時には、結婚には異性婚、同性婚の二種類があるということは話題になつていないからです。異性婚、同性婚という言葉もなく、どちらの婚姻を法律が認めることにするかという議論をしていません。同性婚は駄目という議論をしていない状況で「両性の合意のみに基いて」と書かれても、理屈としては同性婚が排除されたことにならないわけです。

一九九一年頃にそう言っていたのは、横田耕一さん（参考文献②）と私だけだったと思いますが、今は憲法学者の間で、同性婚は可能だという意見が強くなつてきています。

二 家族を法律婚家族に限定しているが、それでよい？ 婚外子を持つ家族は？

① 「氏は家族の呼称として意義があるところ、現行民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位ととらえられ、その呼称を一つに定めるには合理性が認められる」について

この大法廷判決は、家族を法律婚家族に限定しています。婚外子を持つ家族は家族ではないのでしょうか。それから、次のところでは戦前に戻るような考え方が示されています。「氏は家族の呼称として意義があるところ、現行民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位ととらえられ」、また「その呼称を一つに定めるには合理性が認められる」、だから「社会の自然かつ基礎的な集団単位」に氏が二つあつたら困る、と。先にも指摘した

とおり、この「社会の自然かつ基礎的な集団単位」というのは、自民党改正案と同じ考え方です。

この定義からすると、事実婚をしている人は家族でないことになり、婚外子は家族から排除されることになり。また、家族を構成する個人の存在はどうするのでしょうか。個人というのは、それ以上分割できない「individual」ということです。ですから、家族の構成員は独立の存在なのです。憲法二四条が家族構成員の平等を規定していることは、先程話したように、家族内の暴力を根絶する鍵です。子どもも含めて、家族の構成員がお互いに支配—非支配の関係にならないことが大事です。

なお、戦前の制度の下で婚外子に一定の評価が与えられていたことが、それは「家」の存続のため、嫡出の男子のスペアとしてです。いわゆるお妾さんが産んだ子どもを庶子とし、あるいは認知します。庶子の男子は家督継承の順番で、嫡出の女子より上に行きます。人間としてその人を評価したということではなく、「家」制度を維持するためのものということです。

② 「婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となることがある。家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義がある」について

この大法廷判決が言っているのは、これこそが婚姻の効果ということとです。

民法では、嫡出子という言葉はなく、嫡出でない子という言い方があるだけです。氏を同じくする婚姻だから、その子どもも氏を同じくして、夫婦の共同親権にし、それを嫡出の子とするということです。それを「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であること」を実感することに意義がある」というのはどういうことでしょうか。それでは婚外子を育てる両親は、家族でないことになります。

定義もない家族を、法律婚だけ、法律婚をした夫婦とそこに生まれた子どもだけ、と狭くする必要は何のためにあるのでしょうか。今の制度を価値があるから維持すべきだと考

え、圧倒的に九六%の夫婦が同じ氏を称しているということで、多数派が正しいという考えの支持でもあるのでしょうか。社会で多数であることと、その人たちが考えていることが正しいということは関係ありません。同姓となる法律婚をする人が圧倒的に多いのは、それ以外の法律婚（つまり、別姓の法律婚）の選択肢がない結果でしょう。世の中のいろいろな意味でのマイノリティは切り捨ててもいいのか、という問いが出て来ます。

戦後七〇年経って、自分たちで家族と生きて生活している人が大勢います。その人たちに「あなたは家族と思っているかもしれないが、事実婚は家族ではない」と言うのでしようか。それは単に「あなたは家族じゃない」と言うだけでなく、社会的、法的な不利益が降りかかるという問題になるのです。日本の行政サービスや税金の制度は、法律婚の家族を前提にしている、事実婚をした人は損をするようにできているのですから、法律婚の選択が増えるのは当たり前のごとでしょう。

また、大法廷判決は、「アイデンティティの問題とか、同姓を名乗ら

ない人についてはいろいろ不利益があるかもしれないが、通称使用は世の中で広く行き渡ってきているから段々不利益も解消されるのではないか」と言いますが、変です。通称を使用する人が増えてきているのは、同姓にする結婚をしても、生活上、諸々不便なため通称を使用するからです。そういう人が増えていくからこそ通称使用が広がってきているのです。これは別姓を認めないことの不利益の証拠なのに利益の証拠にしていて、非論理的だと思います。

おわりに

現行憲法二四条が育む家族は、自他を尊重する独立した個人が構成します。家族内外の個人と対等な関係を取り結ぶ個人、このような人間は人殺しに適しません。男女平等思想を内面化した男性は、「従軍慰安婦」を求めることなどありえません。憲法二四条が考える人間は、最も競争に不向きです。憲法九条はこのよ

うな人間によって内側から支えられているのです。「誰の子どもも殺さない、殺させない」という母の存在は、憲法九条を支えます。一方、憲法九条違反を続け、改正を考える側は、それにふさわしい人間を求めます。憲法二四条も改定しようとする意図はここにあります。(了)

編集注…このあと参加者から、別姓の問題に関して「明治時代までは庶民に姓はなかった。なぜ明治になって、どこの法律を基に、同姓を入れたのか？」という質問がありました。この議論をしている、まさにその時、東京新聞夕刊に、田中優子さん（法政大学総長、専攻は近世文学、アジア比較文化）の「夫婦同姓は伝統？戸籍制度も明治から」という論考が掲載されていました。早速写しを参加者らに送り、この問題についての認識を確実にすることができました。

田中さんは「江戸時代まで武士は夫婦別姓であり、庶民には公的な姓も氏もなかったもので、適当につけたはず」、「名字が義務化された背景には徴兵履歴の把握という目的があった」、「夫婦同姓はドイツに倣った制度である」、「ドイツは一九九三年の法改正で選択的夫婦別姓となっ

ている」などと述べている。そして「すべての個人が主役になるためにすべきことは二つある。一つは選択的夫婦別姓を導入すること、もう一つは戸籍をマイナンバー制度に吸収し、将来的に戸籍制度を撤廃することである」とも述べています。

参考文献

- 1 『1945年のクリスマス』 ベアテ・シロタ・ゴードン 平岡磨紀子構成・文 柏書房一九九五年
- 2 「性差別と平等原則」 横田耕一著、岩波講座現代の法II 『ジェンダーと法』所収 一九九七年
- 3 『刑法と戦争―戦時治安法制の作り方』 内田博文著、みすず書房、二〇一五年
- 4 『憲法24条+9条―なぜ男女平等がねらわれるのか』 中里見博著、かがわブックレット、二〇〇五年（現在、品切れ）
- 5 『憲法二四条 今、家族のあり方を考える』 植野妙実子著、明石書店、二〇〇五年

